

[事案 2025-36] 給付金支払等請求

・令和8年1月30日 裁定終了

<事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年5月に左腎盂がんと診断され入院して手術を受けたため、平成15年1月に契約したがん保険にもとづき給付金を請求したが、約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、給付金の支払いと慰謝料の支払いを求める。

- (1)令和6年5月に左腎盂がんと診断を受け、同年7月にその診断結果が確定し、同年8月に入院し手術を受けた。左腎盂がんという診断結果にもとづき、検査、入院、手術をしたことは、本契約にもとづく診断給付金、入院給付金、手術給付金の支払事由に該当する。
- (2)左腎盂がんは、本契約の約款所定の支払事由に該当するにもかかわらず、保険会社は各給付金の支払いを拒否した。その結果、給付金の支払遅延や保険会社の担当者との間で度重なる長時間のやり取り等が発生し、自分は、保険会社から診断結果を無視し医師と患者の信頼関係を壊すような不快な発言を受けるなど、給付金の支払いがされていれば発生しなかった物的心的損害を被った。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)附合契約である保険契約の当事者は保険契約の約款に拘束されるため、給付金の支払事由該当性についても、これら約款に従って判断されるところ、申立人の傷病は、本契約の約款所定の「悪性新生物」「上皮内新生物」のいずれにも該当しない。この結論は、「左腎盂尿路上皮がん」という診断書の記載等によって影響を受けない。
- (2)申立人の傷病は本契約の約款所定の支払事由を充足しないから、当社が給付金の支払いを拒否したとしても、不法行為の要件である加害行為に該当しない。そして、申立人の傷病が支払対象外である以上、申立人が主張するような「支払遅延」が生じることもない。当社において「診断結果を無視」したことも、「医師と患者の信頼関係を壊すような不快な発言」等をしたこともなく、当社の査定判断およびこれに関連する当社の顧客対応に何らの法的問題はなく、当社の対応は、慰謝料を生じさせるような不法行為に該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手術に至った経緯等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に外部の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。